

令和 7 年度市役所本庁舎仮囲いへの障害者アート掲出業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

本要項は、仙台市が実施する「令和 7 年度市役所本庁舎仮囲いへの障害者アート掲出業務」を受託する事業者を、公募型提案審査方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

(1) 委託業務名

令和 7 年度市役所本庁舎仮囲いへの障害者アート掲出業務

(2) 業務目的

市役所建替工事に伴い工事現場を覆う金属製の囲い（以下「仮囲い」という。）へ障害のある方が制作したアート作品（以下「障害者アート」という。）を掲示し、障害者の芸術文化の振興や障害への理解の推進を図るものである。

(3) 業務内容

別紙「令和 7 年度市役所本庁舎仮囲いへの障害者アート掲出業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(5) 提案上限額

1 者につき 金 497,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、受託候補者決定後の契約金額は、各支出項目等について検証・審査を行った上で決定するため、必ずしも企画提案書の金額と一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがある。

(6) 選定事業者数

2 者

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、法人又は法人以外の団体等であって次の（1）から（5）の全ての要件を満たす者とする。

（1）委託業務の内容を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

（2）業務の遂行にあたり、仙台市と密接な連携が取れる体制を確保できること。

（3）仙台市に設置される審査委員会におけるプレゼンテーション審査への実地参加が可能であること。

（4）受付期間内に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱第 2 条第 1 項又は第 3 条各項の規定による指名停止を受けていないこと。

（5）仙台市税（仙台市内に事業所を有しない事業者にあっては現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（6）仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

4. 質問受付及び回答

(1) 受付期限 令和7年8月4日（月）17時まで（必着）

(2) 受付方法

- ・本プロポーザルに関する質問を、「質問票（様式第1号）」へ記入の上、電子メールにより提出すること。電話、持参、口頭等による質問は受け付けない。
- ・電子メールの件名の最初に「令和7年度本庁舎仮囲いへの障害者アート掲出業務への質問」と明記すること。
- ・質問を提出した際には、必ず電話で障害企画課に受信の確認をすること。
- ・質問票の内容に疑義が生じた場合は、本市より質問者へ電話等で問い合わせをする場合がある。

(3) 提出先

「11. 問い合わせ及び提出先」参照。

(4) 回答方法

令和7年8月7日（木）までに、質問者に個別に回答するほか、仙台市ホームページに全質問とその回答を掲載する。

5. 参加表明書、及び企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年8月22日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「参加表明書（様式第2号）」に必要事項を記入の上、参加表明者の概要が分かる資料（会社案内等）及び企画提案書と併せて電子メールにより提出すること。提出の際には、必ず電話で障害企画課に受信の確認をすること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

(3) 提出先

「11. 問い合わせ及び提出先」参照。

(4) 提出書類

下記の書類について、電子メールにより提出すること。なお、提出するデータの形式はPDFとする。

①参加表明書（様式第2号）

②企画提案書（様式第3号または任意様式）

（ア）事業者名が特定できる表現やロゴマーク等の記載は行わないこと。

（イ）別紙仕様書を踏まえたうえで様式第3号に示す項目を必ず含めること。項目通りの提案内容が確認できる場合は、任意様式でも可とする。

③ 業務遂行計画書（任意様式。企画提案書に添付すること。）

④ 概算見積書（様式第4号または任意様式）

（ア）事業者名が特定できる表現、ロゴマーク等の記載は行わないこと。

（イ）規格はA4判（縦書き・横書きは不問）とし、提案した内容で業務を行う前提で要するすべての経費を積算し、積算根拠の具体的かつ詳細な内訳を示すこと。

（消費税及び地方消費税を含む。）

⑤参加表明者の概要が分かる書類（様式第5号または任意様式）

様式第4号に記載されている内容が確認できる場合は、任意様式でも可とする。

⑥市税の滞納がないことの証明書

(5) 提出に係る留意点

①全般的な事項について

- ・資料の作成及び提出及びプレゼンテーション等に要する全ての経費は、提出者の負担とする。
- ・提出期限後の提出及び再提出は認めない。ただし、本市が求めた場合のみ追加資料の提出を認める。
- ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・企画提案書等に使用する言語は日本語とする。
- ・参加表明後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部または一部を開示する場合がある。

②企画提案書について

- ・企画提案書はA4判 とする（縦書き横書きどちらでもよい。）。デザイン案を含めて8ページ以内とし、提案の意図が明確に伝わるようまとめること。
- ・業務遂行計画書は、別添「仕様書」の内容を履行期限内にどのように進めていくかについてスケジュールの概要を記載すること。（A4判1ページ以内。項目が網羅されていれば記載方法は自由とする）。
- ・マグネットシートのデザイン案には、原則として実際に掲出する障害者アート作品を用いるが、新規制作等のために企画提案書に該当作品を掲載できない場合は、掲出時のイメージが伝わるよう、同じ作家の同傾向の他作品を用いてデザイン案を制作しても差し支えない。その場合は、上記の旨を企画提案書に明記すること。

6. 企画提案書の審査及び受託候補者の選定

以下により、受託候補者となる2者を選定する。

(1) 選定方法

- ・審査は「令和7年度市役所本庁舎仮囲いへの障害者アート掲出業務受託候補者選定委員会」において、提出された企画提案書に基づき、下記(3)「審査基準」に従い採点し、各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が最も高い提案者及び次点の提案者の上位2者を受託候補者として選定する。
- ・応募多数の場合は、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーション及びヒアリングの対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、対象とならなかった提案者に対しては、電子メールにより通知する。
- ・企画提案書を提出した事業者が1者または2者だった場合、選定委員会は開催せず、当該事業者を受託候補者とする。
- ・同一点数により受託候補者の2者を特定できない場合には、(3)の審査基準「3 掲出作品の内容」の評価点の点数により受託候補者を決定する。なお、上記合計点も同点となり上位2者を特定できない場合には、選定委員会において協議の上、受託候補者を特

定する。

(2) プレゼンテーション

(ア)開催日時：令和 7 年 9 月 5 日（金）

(イ)場所：仙台市役所本庁舎もしくは分庁舎会議室

※詳細な時間と場所は参加表明書の提出者に後日連絡する。

(ウ)内容・方法：提案者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員と質疑応答を行う。1 団体につき内容説明の時間は 10 分以内、質疑応答時間は 15 分以内とする。ただし、応募多数の場合は各時間を短縮する場合がある。なお、出席は原則 3 名までとする。

(エ)ヒアリングは事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(オ)プレゼンテーション時の P C 等の使用は、企画提案書等提出済みの書類をディスプレイに映して説明を行う場合においてのみ認めるものとする。なお、会場に設置するディスプレイモニターへの入力 は HDMI ケーブルにより行う。上記ケーブル以外で P C との接続に必要な機器については提案者が準備すること。

(3) 審査基準

別紙「令和 7 年度市役所本庁舎仮囲いへの障害者アート掲出業務委託受託候補者選定審査要領審査要領」のとおり。

7. 選定結果の通知

- (1) 審査結果は全ての提案者に対して電子メールで通知するとともに、後日書面にて通知する。
- (2) 通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 7 日以内（土日祝日を除く。）に、非選定理由についての説明を求めることができる。
- (3) 非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して 10 日以内（土日祝日を除く。）に、書面により回答する。
- (4) 審査結果については、契約締結後に仙台市ホームページにて公表する。

8. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、提案者から除外し、提出された企画提案書は無効とする。無効となった場合は、当該提案者に対して通知する。

- (1) 提出期限までに提出書類が届かなかった場合
- (2) 提案者が応募資格要件を満たさない者または受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者
- (3) 他の提案者と企画提案内容等について相談を行う等、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者
- (4) 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合

9. 契約の締結

- (1) 発注者は、受託候補者と委託内容及び委託料等について協議・調整を行い、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随随意契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者との契約が成立しない場合には、他の提案者のうち順位が上位の者から順

にと契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者と契約を締結する。

- (2) 契約時における仕様書は、別紙の内容を基本として、受託候補者からの提案内容を踏まえて協議により決定する。協議にあたっては企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。
- (3) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。

10. スケジュール（予定）

項 目	期 日
質問票の提出期限	令和 7 年 8 月 4 日（月）
質問事項への回答	令和 7 年 8 月 7 日（木）
参加表明書・企画提案書の提出期限	令和 7 年 8 月 22 日（金）
プレゼンテーション・提案審査	令和 7 年 9 月 5 日（金）
選定結果通知の発送	令和 7 年 9 月中旬
契約締結	令和 7 年 9 月中旬（予定）

11. 問い合わせ先及び提出先

仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課社会参加係

所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号

TEL:022(214)8151 FAX:022(223)3573

電子メールアドレス:fuk005330@city.sendai.jp